

西区役所附設会館利用料金減免規程

(趣旨)

第1条 大阪市区役所附設会館利用料金等の減免に関する要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項の規定に基づき、利用料金を減免することができる団体等及び行事又は集会の基準を明らかにするため、西区役所附設会館利用料金減免規程を次のとおり定める。

(減免基準)

第2条 利用料金を免除することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 別表のうち、免除対象団体に掲げる各種団体等が行う公益的な行事又は集会で、直接市政、区政に寄与すると認められるもののため、区役所附設会館（以下「会館」という。）を使用するとき。
- (2) 区役所の事務及び事業又は会館の指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行うコミュニティ活動の振興に関する事業を実施するため、会館を使用するとき。
- 2 別表のうち、減額対象団体に掲げる各種団体等が主催する行事又は集会で、本市が協力する必要があると認められるもののため会館を使用する場合は、利用料金の2割に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額）を減額することができる。
- 3 第1項及び第2項の別表における「その他区長が必要と認める団体」として減免の対象とすることがどうか判断する必要がある場合、指定管理者は、区長と協議のうえ、区長が必要と認めた場合に限り、免除又は減額することができる。

(減免手続)

第3条 利用料金の減免を受けようとするものは、指定管理者に対して、使用申込書に添えて利用料金減免申請書（以下「減免申請書」という。）を提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の減免申請書を受理したときは、要綱及びこの減免規程に基づき、その内容を厳正に審査し、適当と認めたときに限り、減免の措置をとるものとする。ただし、審査にあたり疑義等が生じた場合、指定管理者は、区長と協議のうえ、減免の対象とすることがどうかを決定する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年11月1日から施行する。

別表

免除対象団体	減額対象団体	免除対象団体	減額対象団体
西船場地域活動協議会		西区学校保健協議会	
江戸堀地域活動協議会		西区地域女性団体協議会	各連合女性会
靱地域活動協議会		西区更生保護女性会	
明治地域活動協議会		西区青少年福祉委員連絡協議会	
広教地域活動協議会		西区青少年指導員連絡協議会	
一般財団法人 西六福社会館		西区体育厚生協会	支部、部会
堀江地域活動協議会		西区スポーツ推進委員協議会	
高台地域活動協議会		西区子ども会連合協議会	単位子ども会
日吉地域活動協議会		松島少年広場運営委員会	
本田地域活動協議会		西区視聴覚教育協議会	連合、部会
九条東地域活動協議会		西区選挙管理委員会	
九条南地域活動協議会		西区民生委員協議会	地区協議会
九条北地域活動協議会		西区公衆衛生協会	
一般社団法人西工業会		一般社団法人 大阪市西区医師会	
大阪中部ライオンズクラブ		西区歯科医師会	
大阪四ツ橋ライオンズクラブ		西区薬剤師会	
大阪西南ロータリークラブ		西区身体障害者団体協議会	部会
大阪うつぼロータリークラブ		西区食品衛生協会	
西区地域振興会	連合、町会、班	社会福祉法人 大阪市西区社会福祉協議会	地域社協
淀川左岸水防事務組合西区防潮本部	分団	西区老人クラブ連合会	単位クラブ
西区商店会連盟	単位商店会	西区防火協力会	地域
西区花と緑のまちづくり推進委員会		西防犯協会	部会、地域支部、組合
交通事故をなくす運動西区推進本部		西交通安全協会	部会
西区母と子の共励会		西区健康づくり推進協議会(コスモス会)	
西区人権啓発推進協議会		西区食生活改善推進員協議会(つたの会)	
西地区保護司会		その他区長が必要と認める団体	
西区 PTA 協議会	各校園 PTA (後援会)		